平成２２年（フ）第９４号
高知県宿毛市池島937番地51
債務者　武内　順一
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第６６９号
大分市大在北３丁目11番１Ａ１－４号
債務者　伊妻久美子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６８２号
大分市大字片島405番地　レジデンス片島Ⅱ303
債務者　幸野　　裕
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３５９号
福島県須賀川市芦田塚187番地　市営46号
債務者　佐藤　信子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第５３５号
千葉県松戸市六高台２丁目22番地　モアコート松戸六高台103号
債務者　石井　昌浩
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５３６号
千葉県松戸市六高台２丁目22番地　モアコート松戸六高台103号
債務者　石井　幸子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８３５号
千葉県鎌ケ谷市北中沢２丁目13番33号　パールシャインＢ－５
債務者　石井　昌浩
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８３６号
千葉県鎌ケ谷市北中沢２丁目13番33号　パールシャインＢ－５
債務者　石井　　忍
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８６０号
千葉県流山市大字西深井589番地の５
債務者　高埜　　勉（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９００号
千葉県我孫子市湖北台７丁目２番20―310号
債務者　本田みち代
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９０７号
千葉県松戸市殿平賀132番地の２　アルコード北小金302号
債務者　岩井　文子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９２７号
千葉県松戸市五香南２丁目11番地の５　ドムール元山106号
債務者　篠崎　啓介
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１２１号
福島県白河市関川窪85番地　市営６―101号
債務者　和知久美子（旧姓熊井）
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第１５８８号
神戸市北区ひよどり台１丁目１番地114棟305号
債務者　平井ちか代
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５９８号
神戸市垂水区塩屋町字大谷671番地の47
債務者　奥野　亜紀
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５９９号
神戸市北区甲栄台３丁目２番34―14号
債務者　内原　笑子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６００号
神戸市東灘区青木２丁目６番17―205号、従前の住所兵庫県西宮市馬場町６番24―702号
債務者　神尾　博昭
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部